租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		111	枕付別拍直守にはる以及の争削計画音				
1		の対象とした	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に				
	租税特別	措置等の名称	伴う預入中断期間の特例措置の拡充				
			(国 税 16):(所得税:外)				
			(地方税 18):(住民税(利子割):外)				
2	要望の内	容	育児休業及び育児休業に準じる休業(以下「育児休業等」という。)				
			を取得する勤労者の財産形成に向けた自助努力の継続を促進し、併せ				
			て勤労者が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、財産形成				
			年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預				
			入の中断が可能な期間(現行最長2年)を、子が3歳に達するまで育				
			児休業等を取得する場合を限度に延長できるよう、税制上所要の措置				
			を講ずる。				
3	担当部局	i	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活課				
4	評価実施	i時期	平成 25 年 8 月				
5	租税特別	措置等の創設	昭和 57 年∶財産形成年金貯蓄制度の創設				
	年度及び	改正経緯	昭和 63 年: 財産形成住宅貯蓄制度の創設				
6	適用又は	:延長期間	恒久措置を要望				
7	必要性	政策目的	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)				
	等	及びその	勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主の協力のもと、賃金からの定期的な天				
		根拠	引きにより、長期にわたり預貯金の預入等を行うことを基本としている。少子・				
			高齢化の進展する中で、社会経済情勢の変化に即応し、安定した勤労者生活 の実現を図るためには、勤労者の自助努力を基本に、これを支援する仕組み				
			を引き続き整備充実することが必要である。				
			財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)に				
			おいては、元本及び利子の合計額が550万円を超えない場合、その利子等に				
			対する非課税措置が講じられているが、預入が2年を超えて中断された場合、				
			当該非課税措置は適用されないこととなっている。 しかし、育児休業等期間中は賃金が支払われないことから、定期的な預入				
			しかし、自允休業寺期間中は真並か支払われないことから、定期的な頂入 を行うことができず、預入が中断されたものとみなされるため、育児休業等の				
			取得によって当該中断期間が2年を超えた場合、利子等に対する非課税措置				
			は適用されない。				
			育児休業等の取得については、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議				
			決定)において、「女性の活躍推進」の観点から、「子どもが3歳になるまでは、				
			希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備				
			を働きかける」こととされている。				
			この趣旨を踏まえ、勤労者財産形成貯蓄制度においても、育児休業等の取得によって不利益を被ることがないよう、取得促進に向けた環境整備を行うこ				
			はによりで作物温を仮ることがないよう、取得促進に同じた環境・温温を行うと				
			したがって、勤労者の財産形成に向けた自助努力を妨げることなく、また育				
			児休業等の取得促進が図られるよう、措置を講ずる必要がある。				

について特別の措置を講ずる。 ・「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)抄 ー・日本産業再興プラン 2・雇用制度改革・人材力の強化 女性の活躍推進 女性のライフステージに対応した活躍支援 ・子どもが 3 歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間 勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。 政策体系における政策目的の位置付け 達成目標 7 イーセントワークの実現に向けて、労働者が安心した施策十目標 4 勤労者生活の充実を図ること・施策中目標 4 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること・施策中目標 4 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを・施策中目標 4 2 豊かで安定した勤労者と活の実現を図ることに接近した動労者といる関係を職場を開発を関係した。 (租税特別措置等により達成しようとする目標) 2年以上の育児休業等を取得する勤労者(1.6万人(推計)、推計方法は別紙参照)について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。 (租税特別措置等による達成目標に係る測定指標) 2年以上の育児休業等の限得によって非課税財形の契約者数(現行制度上、育児休業等の取得によって非課税財形を継続できなくなる者)(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が非課税財		<u> </u>	
8有効性 等適用数等 適用数等 適用数等 2.3 百万円(国 税)(推計) 推計方法については別紙参照。減収額 地方税)(推計) 0.8 百万円(地方税)(推計) 推計方法については別紙参照。2.3 百万円(国 税)(推計) 推計方法については別紙参照。効果・達成 目標の実 現状況(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成23年度) 平成23年度における育児休業等の取得者は、26.6万人であるが、2年以上の育休を取得した勤労者は1.6万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約		における 政策目的 の位置付 け 達成目標 及び測定	・勤労者財産形成促進法(昭和46年6月1日法律第92号)抄第三節 財産形成についての国の支援第八条 動労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基金行人等若しくは保険料等の払込みをした場合の又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。 ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)抄一・日本産業再興ブラン 2・雇用制度改革・人材力の強化女性の活躍推進女性のライフステージに対応した活躍支援・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。 ・基本目標ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること・施策中目標42 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること・施策中目標42 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること (租税特別措置等により達成しようとする目標)2年以上の育児休業等を取得する勤労者(1.6万人(推計)。推計方法は別紙参照)について、それまでの資産形成に向けた自助努力と、施策中目標とすることにより、勤労者の財役期間中及び老後における生活の安定を図る。 (租税特別措置等により達成しまって非課税財形を継続できなくなる者)(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が非課税財形を継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって非課税財形を継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって
等 推計方法については別紙参照。 減収額		 	
0.8 百万円(地方税)(推計) 推計方法については別紙参照。 効果・達成 (政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成23年度) 目標の実 平成23年度における育児休業等の取得者は、26.6万人であるが、2年以上 現状況 の育休を取得した勤労者は1.6万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約	8	通用数等	
目標の実 平成 23 年度における育児休業等の取得者は、26.6 万人であるが、2 年以上 現状況 の育休を取得した勤労者は 1.6 万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約		減収額	0.8 百万円(地方税)(推計)
		目標の実	平成 23 年度における育児休業等の取得者は、26.6 万人であるが、2 年以上 の育休を取得した勤労者は 1.6 万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約
<u> </u>			

	育児休業取得者数	2年以上の育児休業	2年以上の育児休業	
	(人)	取得率(%)	取得者数(人)	
	(A)	(B)	$(C)=(A)\times(B)$	
民間労働者	224,834	3.2%	7,195	
国家公務員	4,002	12.1%	484	
地方公務員	36,730	22.1%	8,117	
計	265,566	-	15,796	

869人(2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財形の契約者数)

= 15,796(2 年以上の育児休業等取得者数) × (3,001 千件 / 54,820 千人)

(非課税財形契約率(非課税財形契約件数/雇用者数))

この 869 人は、育児休業期間中は賃金が生じないため、非課税財形への預入を行えないことから、非課税措置の適用を継続して受けることができないため、勤労者財産形成貯蓄制度において、育児休業等の取得によって不利益を被ることがない環境が整備されているとは言いがたい状況である。

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間: 平成 23 年度)

平成 23 年度における育児休業等の取得者のうち、育児休業期間が 2 年未満の勤労者は 25 万人と見込まれ、このうち非課税財形の契約者は約 1.4 万人と推計される。

249,770 人(2 年未満の育児休業等取得者)

= 265,566(育児休業等取得者) - 15,796(2年以上の育児休業等取得者)

13,673 人(2 年未満の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者)

= 249,770(2 年未満の育児休業等取得者) × 3,001 / 54,820(非課税財形契約率 (非課税財形契約件数 / 雇用者数))

この 1.4 万人については、育児休業を取った場合でも、職場復帰後に預入を 再開することで非課税財形を継続して保有することができるが、本要望の措置 が実施された場合、2 年を超え子が3 歳に達するまで育児休業等を取得する 勤労者も非課税財形を継続できるようになり、より幅広い層で資産の形成に向 けた自助努力を支援するという政策目的を果たすことが可能となる。

(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間: 平成 23 年度)

育児休業を取得する勤労者数は増加を続けており、法定を上回る育児休業等を取得可能としている事業所の割合も、増加を続けている。勤労者にとっては、自己の望む期間、育児休業を取得できる環境が整備されつつある。

しかしながら、非課税財形を契約している勤労者が2年以上の育児休業を取得しようとした際、現行制度ではそれまで積み立ててきた非課税財形を継続できなくなることにより、勤労者の自助努力に対する国の支援が途切れることとなる。このため、育児休業の取得・勤労者の財産形成の双方にとっての阻害要因となっている。

(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年度)

本要望の措置が実施された場合、育児休業等の取得期間は3年を超えない者が99%()であることから、殆どの勤労者が従来から契約していた非課税財形を利用して財産形成を継続することが可能となり、勤労者生活の安定が図られ、併せて育児休業の取得促進に向けた環境整備につながる。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」より

9 相当性 租税特別	本要望は、勤労者財産形成促進制度を利用する勤労者が長期の育児休業
措置等に	等を取得する際の制度上のデメリットを解消することで、勤労者の財産形成に
よるべき 妥当性等	向けた自助努力を支援し、併せて育児休業等の取得に向けた環境整備を図る
Xara	ものであり、政策手段として有効な措置である。
	また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」によれば、2
	年以上の育児休業等を取得することができる事業所は増加しており、平成 22
	年度には500人以上の事業所で約30%、5人以上の事業所においても10%を
	超えており、本要望の必要性は増している。
他の支援	他の支援策又は義務付けはない。
措置や義 務付け等	勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者の財産形成を事業主及び国が協力し
との役割	て支援する制度であり、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第8
分担	条において、国は課税について特別の措置を講ずることとされている。
	勤労者に対し、育児休業取得後も非課税財形を継続して活用できるよう支援
	するためには、租税特別措置が引き続き適用されるよう措置する以外の政策
	手段で代替することはできない。
地方公共	本要望の措置が実施されることにより、勤労者生活の安定・充実がはから
団体が協 力する相	れることは、生活の安定と安心につながり、地域経済の活性化につながるもの
当性	である。併せて、育児休業取得に向けた環境の整備が図られることとなり、地
	域における労働力人口の減少に歯止めを掛けることにつながる。
10 有識者の見解	-
11 前回の事前評価又は事	-
後評価の実施時期	

〇財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う 預入中断期間の特例措置の拡充に係る減収額見込

平成25年8月 厚生労働省労働基準局勤労者生活課

・減収額の積算に係る前提条件

〇現行制度

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)は預入が2年行われなかった場合、 最後の預入日から2年が経過した日以降に支払われる利子等について、課税扱いとなる。

なお、解約した場合は、過去5年に生じた利子等について、遡及して利子等に課税。

(租税特別措置法第4条の2第9項、第4条の3第10項、同法施行令第2条の13第1項の規定による)

○算定に当たっての条件

預入中断から2年経過に伴う非課税から課税への移行により、解約するものと仮定。

(預貯金はそのまま課税で保持できるものもあるが、保険商品は約款上強制的に解約となるため)

○減収額の考え方

新たに非課税対象となる者 × 課税対象利子額(5年分) × 税率(国税15%、地方税5%)

※利子額は、非課税財形において最大シェア(契約件数の36.5%)を有する労働金庫の預金金利を使用

(新たに非課税対象となる者の算出)

非課税財形を保有する勤労者で、2年を超える育児休業を取得する者 (H)

- = (D.E.F) 育児休業の取得者数 (平成24年度実績)
 - × (B/A) 非課税財形の普及率 (平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:①
 - × (G,H,I) 2年を超える育休の取得率 (平成24年度実績)…新たに非課税対象となる者の算出表:②

(課税対象利子額の算出)

(育児休業取得年齢層の非課税財形貯蓄残高 × 利子率)の各年度分の和(N)

- = (c) 非課税財形の平均貯蓄残高
 - × (d) 39歳以下の勤労者世帯が保有する貯蓄額及び全年齢平均の貯蓄額の比
 - × (f) 利子率

- ・・・遡及課税対象利子額の算出表:①
- Σ 上記計算式で示した額の各年度の和
- ・・・遡及課税対象利子額の算出表:②

- 減収額の積算

(初年度、平年度共通)

- 2年以上の育児休業を取得する勤労者数:
- (D, E, F)の育児休業取得者(平成25年度推計)×(G, H, I)の2年以上の育児休業取得率(平成25年度推計)

 $(251,527人 \times 3.2\%) + (4,129人 \times 12.1\%) + (37,030人 \times 22.1\%) =$ 16,733 人

2年以上の育児休業を取得する勤労者のうち、非課税財形の契約者数:

2年以上の育児休業を取得する勤労者(平成25年度推計) × (C)非課税財形の普及率(平成25年度推計)

5.3% × $\{(251,527 \land \times 3.2\%) + (4,129 \land \times 12.1\%) + (37,030 \land \times 22.1\%)\} =$ 887 \land

•減収額(国税): 所得税(利子所得) 15%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 15% (税率)

887 人 × (16, 995 円 × 15%) = **2,260,963** 円

- 減収額(地方税): 道府県民税(利子割) 5%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 5% (税率)

887 人 × (16, 995 円 × 5%) = **753,950** 円

(新たに非課税対象となる者の算出表:①)

	雇用者数	非課税財形	非課税財形	育児休業取得者			
年度	(千人)	の契約件数 (千件)	の普及率 (%)	民間労働者 (人)	国家公務員 (人)	地方公務員 (人)	
	(A)	(B)	(C)=(B)/(A)	(D)	(E)	(F)	
平成20年度	54,820	3,297	6.0%	166,661	3,365	35,231	
平成21年度	55,090	3,185	5.8%	183,542	3,300	35,806	
平成22年度	54,980	3,093	5.6%	206,036	3,594	36,349	
平成23年度	54,820	3,001	5.5%	224,834	4,002	36,730	
平成24年度	55,210	2,900	5.3%	237,383	4,002	36,730	
平成25年度(推計)	55,210	2,900	5.3%	251,527	4,129	37,030	

(新たに非課税対象となる者の算出表:②)

(初たに外体が対象となるもの井田女・色)								
	2年超の育休取得率			2年超の育休取得により解約となる者(H)				
年度	民間労働者	国家公務員	地方公務員	民間労働者	国家公務員	地方公務員		
	(%)	(%)	(%)	(人)	(人)	(人)	註	
	(G)	(H)	(I)	$= (C) \times (D) \times (G$	$=(C)\times(E)\times(H)$	$= (C) \times (L) \times (I)$	<u>以</u>	
平成20年度	3.2%	11.1%	18.2%	320	22	385	727	
平成21年度	3.2%	10.5%	19.4%	341	20	403	764	
平成22年度	3.2%	11.0%	20.5%	369	22	417	808	
平成23年度	3.2%	12.1%	22.1%	396	27	446	869	
平成24年度	3.2%	12.1%	22.1%	403	26	430	859	
平成25年度(推計)	3.2%	12.1%	22.1%	427	26	434	<u>887</u>	

- ※(A)は、総務省統計局「労働力調査」による各年度の3月分(季節調整済)。
 - (B)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。
 - (C)は、育児休業給付初回受給者数(厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」)による。口
 - (D)、(H)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。
 - (E)、(I)は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。
 - (G)は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究」(平成23年度)による。

(課税対象利子額の算出表:①)

	非課税財形 契約件数 (千件)	非課税財形 貯蓄残高 (百万円)	非課税財形 平均貯蓄残 高 (円)		育児休業取 得年齢層の 非課税財形 貯蓄残高 (円)	年度末における 非課税財形の利 子率(%) (※労働金庫、 スーパー5年定 期)	利子額(円)
	(a)	(b)	(c)=(b/a)	(d)	$(e)=(c)\times(d)$	(f)	$(g)=(e)\times(f)$
平成17年3月	3,926	7,506,117	1,911,899	0.513	980,804	0.12%	1,177
平成18年3月	3,755	7,272,390	1,936,722	0.573	1,109,742	0.25%	2,774
平成19年3月	3,580	7,052,262	1,969,906	0.503	990,863	0.57%	5,648
平成20年3月	3,426	6,831,218	1,993,934	0.509	1,014,912	0.62%	6,292
平成21年3月	3,297	6,575,957	1,994,527	0.565	1,126,908	0.42%	4,733
平成22年3月	3,184	6,348,005	1,993,720	0.498	992,873	0.18%	1,787
平成23年3月	3,093	6,137,741	1,984,397	0.507	1,006,089	0.11%	1,107
平成24年3月	3,001	5,924,104	1,974,043	0.537	1,060,061	0.07%	742
平成25年3月	2,900	5,698,077	1,964,854	0.527	1,035,478	0.05%	518

(遡及課税対象利子額の算出表:②)

7	出	씄		В	١
١.	ᆂ	71/	-		•

解約年度	解約 1年前分の 利子額	解約 2年前分の 利子額	解約 3年前分の 利子額			課税対象 利子額 計
	$(e) \times (f) = (I)$	$(e) \times (f) = (J)$	$(e) \times (f) = (K)$	$(e) \times (f) = (L)$	$(e) \times (f) = (M)$	(N)=(I~Mの計)
平成20年度	4,733	6,292	5,648	2,774	1,177	20,624
平成21年度	1,787	4,733	6,292	5,648	2,774	21,234
平成22年度	1,107	1,787	4,733	6,292	5,648	19,567
平成23年度	742	1,107	1,787	4,733	6,292	14,661
平成24年度	518	742	1,107	1,787	4,733	8,887
5力年平均	1,777	2,932	3,913	4,247	4,125	<u>16.995</u>

- ※(a)~(c)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。
- ※(d)は、総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」から厚生労働省労働基準局において推計。
- ※(f)は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課調べ。